

<嫡出否認調停>

1 概要

婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定されるため、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫との間の子どもとして戸籍に入籍することになります。

この夫との間の子どもであるとの推定を否定するためには、家庭裁判所に対して、夫からその子どもが自分の子どもであることの否認を求める嫡出否認の調停を申し立てる必要があります。この申立ては、民法により、夫が子の出生を知ったときから1年以内にしなければならないと定められています（なお、出生を知ってから1年経過後など、嫡出否認の申立ての要件を満たさないとされるような場合でも、親子関係不存在確認の申立てによることができるケースもあります。）。

この調停において、当事者双方の間で、子どもが夫の子どもではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

※ 婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができることとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場（市区町村の戸籍担当窓口）にお問い合わせください。

2 申立人（申立てができる人）

夫

夫の成年後見人，成年後見監督人

その子どものために相続権を害される者その他夫の三親等内血族（夫が子どもの出生前又は否認の訴えを提起できる期間内に死亡したとき）

3 申立先

相手方（子ども又は親権を行う母）の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することがで

きます。)

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市(旧美山町を除く), 亀岡市, 船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市, 京丹後市, 与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市, 綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1※2

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚 上記に加えて 500円切手×2枚×当事者数 84円切手×当事者数 5円切手×当事者数	
③	申立書・・・原本1通, 写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ※3※4	
⑦	子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合, 子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) ※3※4	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 親子の関係がないことを明らかにするために、鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになります。

※3 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 同じ書類は1通で足りません。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）